

玉野市立田井小学校父母と先生の会会則

- 第1条 本会は、田井小学校父母と先生の会（略称田井小学校PTA）と称し、事務局を田井小学校内に置く。
- 第2条 本会は、田井小学校児童の保護者及び教職員をもって組織する。
- 第3条 本会は、児童の健やかな成長発達を助け、幸福を増進させるために会員相互をつなぎ、学校教育に協力することを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 成人教育に関する事項
 - (2) 児童の福祉・施設の増進に関する事項
 - (3) 学校の教育・環境の充実に関する事項
 - (4) 児童及び会員の表彰と弔慰に関する事項
 - (5) その他、本会の目的達成に必要な事項
- 第5条 本会は、第4条の事業を行うために、次の各部を置く。
- 学級部・文化部・体育部・補導部
- 第6条 本会の役員を次のとおりとする。
- 会長1名・副会長4名程度・書記2名・会計2名・会計監査2名
各部代表8名
- 第7条 役員は、次の方法によって定める。
- (1) 会長・副会長・書記・会計・会計監査は、前年度幹部役員会で推薦し、内諾を得た上で、評議員会及び総会で承認する。
 - (2) 各部代表は、前年度最終部会で選出し、評議員会及び総会で承認する。
 - (3) 学級役員は、学級毎に会員中より選出する。
 - (4) 評議員は、学級役員がこの職にあたる。
 - (5) 顧問は、評議員会にはかり、会長が委嘱する。

第8条 役員の任務は次のように定める。

- (1) 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 書記・会計は、事務を処理する。
- (4) 会計監査は、会計を監査する。
- (5) 各部代表は、第5条の各部を代表して、その業務遂行にあたる。
- (6) 評議員は、評議員会を組織し、必要事項を審議決定する。
- (7) 学級役員は、学級の代表として各部に所属し、その業務にあたりとともに、学級PTA活動の推進にあたる。
- (8) 顧問は、本会の事業遂行に関し、会長の諮問に応じる。

第9条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 総会は、毎年1回開催する。臨時総会は評議員会が必要と認めた場合、または全会員の五分の一以上の要求があった場合は、会長がこれを招集する。

第11条 総会は、出席者の過半数の同意を得て、次のことを決定する。

- (1) 規約の決定及び改正
- (2) 事業の計画と報告
- (3) 予算の決定と決算の承認
- (4) 役員の承認
- (5) その他重要な事項

第12条 評議員会は、必要に応じて会長が招集し、出席者の過半数の同意を得て、次のことを決める。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 役員の選出
- (3) その他会務に関する事項

第13条 本会の経費は、会費・事業収入・寄付金等による。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本会の会則施行について、必要な細則は、評議員会で別に定める。

附 則

この規則は平成14年4月22日から施行する。

この規則は平成15年4月23日から施行する。

この規則は平成17年1月21日から施行する。

この規則は平成22年4月21日から施行する。